

和歌山県地域福祉推進計画改定版〈令和2年度～令和6年度〉(案)の概要

1 地域福祉推進計画とは

社会福祉法第108条に基づく、広域的な観点から市町村の地域福祉の推進及び計画策定を支援するための基本的方針を定める計画です。

2 計画改定の趣旨

県では、2005（平成17）年3月に、「支え合いのふるさとづくり」をめざして「和歌山県地域福祉推進計画」を策定し、その後、2000（平成22）年3月に1回目の計画を改定を、2015（平成27）年3月に2回目の改定を行い、住民、地域で活動する多様な組織及び行政によるネットワークを構築し、それぞれが役割を分担して地域の生活課題解決に取り組む「支え合い」の仕組みづくりを推進してきました。

しかしながら、現在もなお、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待等、様々な社会問題が増加しており、社会的孤立の課題への対応が急務となっています。

このように、地域福祉の重要性が高まる中、支え合いのネットワークが更に充実され、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応できる支え合いの仕組みが、速やかに県内全域で構築されるよう、計画の改定(案)を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。

3 計画の期間 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

4 計画の理念

2017(平成29)年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「世界とつながる愛着ある元気な和歌山～県民みんなが楽しく暮らすために～」を和歌山県全体の目指す将来像としています。当計画は、県長期総合計画における将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」の実現を基本理念として、誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を推進します。

5 計画の重点事項

①市町村における包括的な支援体制の構築推進

住民の主体的な参画のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の地域福祉関係団体だけでなく、商店、学校等も含めた地域で活動する多様な組織が連携する住民同士の支え合う体制や、行政の関係部署に加え、様々な支援機関が分野を超えて連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を推進します。

② 地域福祉活動の推進

地域住民が地域福祉の担い手として主体的に地域づくりに関わっていくためには、地域の担い手としての関心を高め、活動を促すきっかけづくりが重要となります。そのため、県では、環境づくり、地域福祉を支える人材の確保、避難行動要支援者の防災対策等、様々な事業に取り組むとともに、国・県の事業や支え合い活動の先行事例等の情報を提供することなどにより、市町村へ支援を行い、住民主体の地域福祉活動を推進します。

③ 市町村地域福祉計画の策定支援

県内のすべての市町村で、地域の実情に対応した地域福祉計画が策定されるとともに、定期的な計画の進行管理及び見直しが行われるよう助言します。